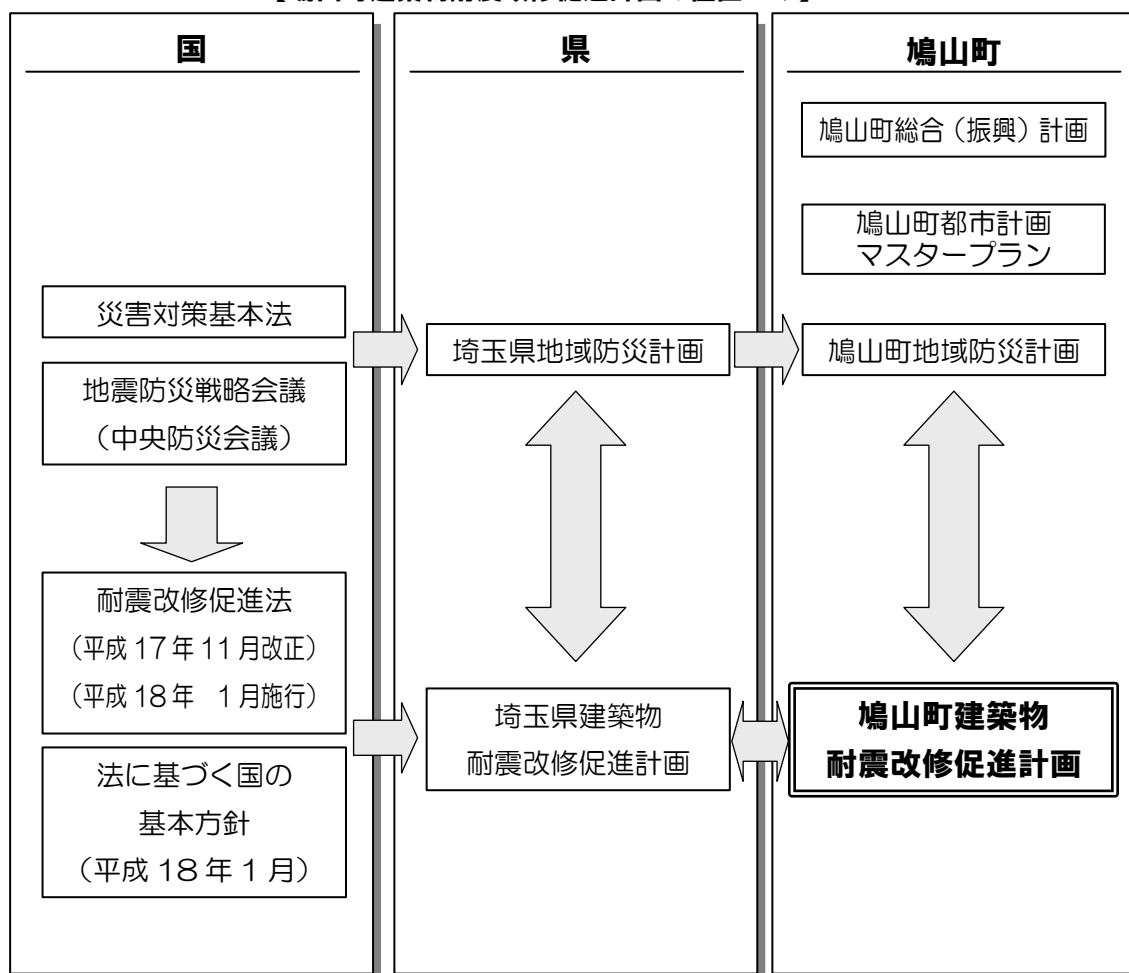


(2) 計画の位置づけ

本計画は、法の内容を踏まえるとともに、県計画や本町の防災に係る総合的な運営を計画化した「鳩山町地域防災計画」等との整合を図りつつ、建築物の耐震化を促進していくための基本計画として位置づけます。

【鳩山町建築物耐震改修促進計画の位置づけ】



(3) 計画期間

本計画の計画期間は、平成22年度から平成27年度までの6年間とします。なお、今後の情勢の変化や事業の進捗状況に応じて、計画内容を検証し、適宜、目標や内容を見直すこととします。

(4) 計画区域

本計画の対象区域は、鳩山町の全域とします。